

作業環境評価基準 個人サンプリング法

昭和63年9月1日労働省告示第79号関連

	物の種類	管理濃度
1	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.05mg/m ³
2	インジウム化合物	—
3	オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³
4	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m ³
5	クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
6	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³
7	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³
8	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン	0.005mg/m ³
9	重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
10	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025mg/m ³
11	トリレンジイソシアネート	0.005ppm
12	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として0.003mg/m ³
13	マンガン及びその化合物	マンガンとして0.05mg/m ³
14	鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m ³

備考:この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

(注) 令和2年1月、作業環境測定法関連の改正があり「個人サンプリング法」が追加されました。個人サンプリング法を採用するかどうかは事業者の任意の選択によることとされております。個人サンプリング法の正式導入は令和3年4月からとなります。